

岩手県医療局管理規程第14号

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年9月2日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>(特別休暇の特例)</u></p> <p>4 <u>平成23年7月15日から平成25年12月31日までの間において、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者を支援する活動を行う場合における特別休暇に関する第34条第25号の規定の適用については、同号中「5日」とあるのは「5日（平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災津波の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災津波の被災者を受け入れている地域」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>(特別休暇の特例)</u></p> <p>4 <u>平成28年9月2日から同年10月25日までの間に、職員が第71回国民体育大会又は第16回全国障害者スポーツ大会の運営を支援する活動を行う場合における当該活動については、第34条第25号中「除く。）」とあるのは、「除く。）」又は第71回国民体育大会若しくは第16回全国障害者スポーツ大会の運営を支援する活動（ウ又はエに掲げるものを除く。）」として、同号の規定を適用する。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成28年9月2日から施行する。